

〔研究ノート〕

青山拙斎の思想

The thought of Aoyama Sessai

Toshizumi YOSHIDA*

* 吉田 俊純

一 問題の所在

寛政期は、水戸学の思想の形成期であった。¹⁾それは寛政元年(一七八九)の立原翠軒の志表廃止の提案から始まる。藩主治保(はるもり)の『大日本史』を完成させたいとの希望に応えたものであったが、藩政府は彰考館(以後、史館と記す)の縮小・廃館を意図していた。廃志提案には史館の、とくに若い学者が強く反対した。その中心は藤田幽谷であった。幽谷は廃志を阻止するために、寛政七年に高橋坦室と『大日本史』の根本的な問題点を検討し始めた。それは、書名・書法・志表・論贊であった。彼らは尊王絶対化の思想を形成していく。

寛政九年(一七九七)八月二十九日に、幽谷は江戸から水戸の同僚に「校正局諸学士に与ふるの書」を送って、書名更改を提案した。理由は、日本は天皇のものであり、紀伝体の書の編纂は天皇大権に属する。したがって、書名を『史稿』と改めて、正式な書名は

この書が朝廷に嘉納されて、勅賜されるのを待とうというものであった。人物の道徳性を描く紀伝体の書の編纂は天皇大権に属するとは、道徳的判断・価値観は天皇が下すことを意味している。

享和三年(一八〇三)一月一六日に、幽谷は志表編纂の責任者に、坦室は紀伝校訂の責任者に任命された。翠軒は失脚し、志表が編纂されることが確定した。その一月中に、坦室は江戸から水戸の同僚に藩主治保の命として、論贊削除を伝えた(正式には「詳議」するよう命じた)。原則として一人ひとりに付けられた賛文は、史実をのみ記した本文に、儒教理論に基づいて道徳的に評価した短文である。それが歴代天皇にも、容赦なく記されていた点が問題にされたのである。天皇は道徳的批判から超越した存在とみなされたのである。

さらに同年閏一月四日に二人は治保から、神武紀首に天照以来の皇祖神の世系を加える許可をえた。それは六節で全文をみるように簡潔な短文であるが、天壤無窮の神勅が記されていた。幽谷

* 筑波学院大学名誉教授、Tsukuba Gakuin University

たちは皇統の絶対性・永遠性を、神秘化することで強調したのである。

さらに幽谷は文化年間に郡奉行としての失敗と緊迫する外警の問題から、内憂・外患の危機感をいっそう強めた。かくして幽谷は、天照以来の神の国であると説く神州概念と天である至尊の天皇を戴く国であると説く国体概念とを結びつけて、皇祖天照は天であるとの天祖概念、神天合一思想を文政年間になると唱えるようになった。幽谷の国体論の成立である。会沢正志斎の『新論』は、寛政期の幽谷の思想的営為を集大成した作品として位置づけられる。

『大日本史』編纂の主導権を握った幽谷は坦室のみならず、川口緑野と青山拙斎を加えた四人が中心となって、志表編纂は棚上げにして、紀伝の校訂に取り組んだ。書法、名分論に適合した用語・表現になっているかを中心に校訂作業を進めたのである。

ところで、緑野と拙斎は思想的に幽谷と一致しなかった。緑野に関して幽谷は、「學術の上に於て、少々議論の合兼候義も有^レ之」と述べている。とくに拙斎に関しては、文政五年（一八二二）に拙斎が『皇朝史略』を執筆し、次いで刊行しようとしたときに、大問題となった。

批判の一つは『大日本史』が完成していないのに、その要約のような書を史館員が出版するのはおかしい、という点にあった。それと違って、幽谷は拙斎が書名に「日本」とつけたかった点を厳しく批判した。その結果、書名は『皇朝史略』になった。しかし、私は『皇朝史略』を読んで、拙斎はそこにとどまらず、寛政期に展開された尊王絶対化の思想を受け入れていないと、前著のなかで次のように注記した³。

なお、両者の思想がいかに違っていたかを確認しておこう。

まず書名に「日本」を冠しようとした点がある。さらに『皇朝史略』をみると、『皇朝史略』は『大日本史』の本紀を主として、列伝の記事を加えた内容になっている。すなわち志表がない。要所に「外史氏曰」と贅文が記されている。神武紀首に皇祖の世系を記しているが、そこに天壤無窮の神勅はない。すなわち、三大議論と神道導入によって形成された尊王絶対化の思想が反映されていないのである。

拙斎以来の青山家の史学が水戸学のなかで独特のものであったことは、古くから指摘されてきた。たとえば、尾藤正英は『水戸市史』の「水戸学の発展と尊王攘夷論」の節において、会沢正志斎と藤田東湖の思想を論じた後に、「藩の学者として内外で重んぜられた青山家の一族を忘れることはできない」と記して、拙斎とその子佩弦斎の史学を解説している。そこにおいて尾藤は、幽谷らと拙斎の思想的な相違点を次のようにまとめている。

拙斎は「正名」ないし「名分」の政治上における意義を重んじていたが、しかし幽谷や正志斎・東湖らの主張とは異なり、「名分」に随順することを臣下の義務とみるのではなく、「名」の尊重を君主たる者の責務であると、君主が「名」を正しくする、即ち道德上の正しさを貫くことをしなければ、天下が乱れるとして、君徳の涵養を第一義と考え、その立場から歴史を眺めていたのである。

すなわち、水戸学の主流であった幽谷たちの思想は、臣下として名分をはたすものであった。これに対して、拙斎の思想は君主自身が名分を正す、正名の思想をもつことを求めるものであったと論じたのである。

拙斎を研究したほとんど唯一の人と私には思われる小松徳年は、右の件に関して尾藤説を受け入れて同様の見解を述べてい

る。⁶この成果を元にして、同氏は『皇朝史略』の題名をめぐる幽谷と拙斎の論争を分析した。そして、「幽谷が日本の歴史のうちくに国体の清華をみようとするのに対して、延于(拙斎の諱、注吉田)は伝統的な儒学の歴史思想をもって日本の歴史を解釈しようとする。この基本的な歴史思想、歴史意識の差異が、延于撰述の史書の書名をめぐる両者の激論となって表れ」た、と結論づけている。本稿において私は、右にみた前者で指摘した、拙斎の思想が幽谷の尊王絶対化の思想とは異質であることを示す諸事項を、よりたしかに確認する。そして、右の両氏らの見解を参考にしながら、違いの生じた理由を考察しようと思う。

二 拙斎と青山家

本論に入る前に、拙斎と青山家を簡単に紹介しよう。青山家は小宮山楓軒の家と同じく、享保から幕末まで四代にわたって学者を輩出させた稀な家である。⁸青山家は延久が佐竹義篤に仕え、多賀郡水来(現日立市水木)の領主となったのが始まりである。⁹慶長七年(一六〇二)の佐竹氏の秋田転封のときに、青山家は多賀郡磯原村に「潜居」した。

青山家が水戸藩に仕えたのは、一溪興道からである。一溪は少年のときから学問を好んだ。水戸に出た一溪は、舜水祠堂守の田代倍政の弟子となった。倍政が老いてからは代役となり、死後は祠堂守となった。¹⁰元文四年(一七三九)一月二十九日に、一溪は舜水祠堂守に就任している。そして、宝暦五年(一七五五)二月二五日に切符を賜って士分に取り立てられて、史館勤を兼務した。翌六年九月五日に五五歳で死亡した。一溪が就任した舜水祠堂守とは、たんに二代藩主徳川光圀の師であった朱舜水を祭る施

設であったのではなく、藩士の子弟を教育する場でもあった。

一溪は郷医小林清休の息子を娘の髻養子に迎えた。二代瑤溪延彝である。瑤溪は舜水の弟子の安積澹泊の弟子であった菊池南汀に師事した。¹¹父の死後、宝暦六年(一七五六)十一月二三日に舜水祠堂守と史館勤を兼務した。その後、史館において明和元年(一七六四)八月九日に神書預りになった。享和元年(一八〇一)八月一日に祠堂守を免除された。その月の二十九日に七三歳で死亡した。

三代拙斎延于は立原翠軒に師事した。¹²寛政六年(一七九四)四月二四日に史館雇になった。享和二年(一八〇二)四月一日に、藩政府の史館の人員整理の方針のために、一時史館勤を免職になり、歩行士に左遷された。しかし、二月二十八日には編集として再勤になった。以後、『大日本史』編纂の中心人物の一人になった。文政六年(一八二三)七月一日には総裁に就任した。九代藩主徳川斉昭の就職にあたっては、拙斎は江戸で擁立運動に活躍したが、天保元年(一八三〇)二月二七日に水戸勤になり、一月六日には書院番組に左遷された。これは次の理由によると解せられる。川口緑野は文政五年一月二日に金銭的な汚行のために総裁を解任され、役祿召放・遠慮に処された。しかし、同一〇年三月六日に再勤となり、八月二日には再び総裁に就任した。その緑野が同じ日に同じ処罰を受けているから、正志斎や東湖らの史館員の多くの強い罷免要求を、拙斎が取り上げなかったためと認められる。しかし、同三年五月二十九日には斉昭に抜擢されて通事になった。もちろん学問的な評価も高く、弘道館の開館にあたっては、同一一年四月九日に会沢正志斎とともに小姓頭弘道館教授頭取に就任した。天保一四年九月六日に六八歳で死亡した。

拙斎の四人の息子は、みな学者になった。長男の佩弦斎延光は、

文政七年（一八二四）一月二二日に史館雇になった。その後、総裁代役を勤めた。弘道館の開館にあたっては、小姓頭取上座弘道館教授に任命された。父拙斎の死後は後任として、天保一四年（一八四三）一〇月一日に小姓頭弘道館教授頭取に任命された。明治四年（一八七二）に六四歳で死亡した。

二男の佐藤松溪延昌は、本草学者の佐藤中陵の養子になった。とくに史館・弘道館の役職には就かなかったようであるが、『水戸の文籍』にも取り上げられた学者である。嘉永六年（一八五三）に四三歳で死亡した。

三男佐々木柳菴延之は、神書取調懸であった佐々木重晃の養子になった。天保一三年（一八四二）に史館雇になった。弘化二年（一八四五）一月二二日に弘道館訓導、嘉永元年（一八四八）一月九日に助教に就任した。明治四年（一八七一）に五六歳で死亡した。

四男鉄槍斎延寿は、天保一二年（一八四一）五月二九日に弘道館勤になった。その後、弘道館訓導、史館勤などを経て、安政四年（一八五七）三月一日に弘道館助教に就任した。明治三九年（一九〇六）に八七歳で死亡した。

拙斎の息子の履歴は政争のために複雑なので多く省略したが、右の青山家四代の履歴をみただけでも、とくに拙斎以後、青山家が水戸学者のなかで重きを置いたことが理解されよう。たんに占めた地位から重きを置いたのみではなかった。学問的に立原・藤田に比べられる独特の学風と認められていた。たとえば、延寿は弘道館訓導として同僚であった友部養正に、次のように答えている。¹⁵

学術のこと仰せ越され候所、これは僕、足下のためにとらざる所にて、貴兄、藤田学となすものの弊を襲い候て、自から

ご承知なき事と存じ候。立原学、藤田派、青山派などと申し候は、これ晩生の人、書を読まざる人より起り候ことに候。延寿は否定しているのだが、水戸で一般にいわれる立原・藤田の両学派のほかに、「青山派」が存在したことを記しているのである。それはどのようなものであるか。それを知るためにも、以下順次、一節で記した幽谷の尊王絶対化の思想との矛盾点を検討しよう。

三 国号日本の問題が提示するもの

拙斎は『皇朝史略』の書名に、「日本」とつけたかった。幽谷は強く批判して『皇朝史略』に落ち着いた。この論争の経緯は小松氏の論文¹⁶に詳しく述べられているから、それに譲ろう。ここでは、幽谷には文政九年（一八二六）七月の「皇朝史略序」の一文があるが、刊行された『皇朝史略』にはそれがない点を考えてみよう。

なお享和三年（一八〇三）に『大日本史』の書名を『史稿』に改めるに際して拙斎は、『史稿』案に反対して、「私議」するのはやめて『国史』と命名しておき、正式名称は完成後の書名勅賜を待とうと提案した¹⁸。「私議」するのはやめようといいながら、幽谷の案に反対して『国史』案を提案するとういう屈折した行為は、拙斎の本音は幽谷の提案に反対で、「日本」と書名につけることに異議はなかったことを臭わせる。

『皇朝史略』は文政五年（一八二二）に執筆され、文政九年に刊行されたとされる。私の見た木版本¹⁹には、最初に文政八年五月の亀田鵬斎と文政九年一〇月の朝川善庵の序文と文政五年八月の自序があり、最後に文政九年九月の佩弦斎の跋がある。なお刊行

年は記されていない。跋文のなかで佩弦斎は、「艸を文政五年三月に起し、明年三月に至り竣功す」と書いているから、草稿は文政五年から六年にかけて書かれたことがわかる。また、幽谷は序文に「今ここに余、江戸に來り、たまたま梓人の史略を刻すること、すでに成るに會す」と書いているから、文政九年七月には、少なくとも本文の版木は出来ていたのである。ただし、朝川の序文は一〇月づけであったから、幽谷の序文は十分間にあつたはずである。幽谷の序文はどうなつたのであろうか。

序文にはもう一つ、八代藩主斉脩なりしゆのものがあつた。拙斎も「先寡君、賜ふに序を以てす」と書いている。この序文はどうなつたのであろうか。この点に関して拙斎の四男延寿の孫で、同家の文書を引き継いだ山川菊栄は、「藩主が家臣の著書に序文をかくことはあまり例のないことだそうですが、折角の序文もつけるのは初版だけ、それも市販の分につけてはいけないという条件つきだったそうです」と書いている。山川は典拠を記していないが、「そうです」とあるように、家伝として伝わっていたのであろう。

一方、山川はそこで幽谷の序文にも言及しているが、採否に関しては述べていない。また、井坂清信は「斉脩の序文は初版の非売品にのみという条件付きで掲載を許可されたものであり、幽谷の序文も以後の版からは姿を消した」と記している。しかし、おそらく初版をみているのであろうが、これも典拠を示していない。ただし、初版というよりは、権威筋に配る贈呈本というべきだ、と私は思う。

井坂は初版には幽谷の序文はついていたが、以後は削除されたと述べているが、その理由は述べていない。初版をみている私としては、最初からなかったのではないかと疑うのだが、幽谷の序文に「子世（拙斎の字、注吉田）かつて序を余に問ふ」とある

ように、拙斎が依頼した序文を不採用、もしくは再版から削除したということは、内容的な問題が考えられなければならない。そこで、次に幽谷の序文を検討しよう。

序文の前半は、古代から二代藩主光圀に至るまでの日本の歴史学と歴史書の概説である。次に拙斎の『皇朝史略』が書かれた環境から説き始めた。

吾が友子世、さきに史局に在り。冗じつとして治を見ず。局務閑暇。本館修むる所の史に就き、やや節略を加へ、書十二卷を著す。

「冗として治を見ず」（原文「冗不見治」）とはいかなる意味であろうか。「冗」とは『字源』によると、「むだ」「あまり」「ひま」「さまよふ」などの意味であるから、「無駄に過ごして、総裁として史館を統治できていない」の意味であろう。それ故に紀伝の校訂で忙しいはずの館務は暇なので、『大日本史』を簡略化した『皇朝史略』を著したと説いているのである。

文政年間の幽谷は総裁であつたが、史館のなかで孤立していた。館員は幽谷の思うようには働かなくなっていた。「館中別て寝入候姿に相成居候」、また「此方にてハ八鼓後残居候ハ、我々物数奇の様に指支候」と拙斎に書き送っているほどである。館務が停滞している責任を拙斎に押し付けただけでなく、そうしてあいた時間を利用して『皇朝史略』を書いたと述べているのである。

続いて幽谷は、この書は『大日本史』の剽窃だとの批判があること、これに対して初学者のために書いたとの拙斎の弁解を、次のように記した。

人あるいは、その国史を剽窃し、以て己が功となすを譏る。子世曰く、吾はあへて不刊の典を改竄するにあらず。本史浩瀚、読者これに苦しむ。吾の史略を作る、以て初学に便にす

るのみ。

そして、幽谷は理論的側面からこの問題を取り上げて、次のように解釈して拙斎の書の出版を合理化した。

昔、唐人鄭虔^{ていけん}、当世の事を蒐録す。人、あるいはその私に国史を修むと告ぐ。倉皇にしてこれを焚く。後さらに綴輯して書若干巻を得。杜甫これを称して曰く、貫穿遺恨なし、会萃、なんぞ技癢ならんと。今や子世の論著する所、みな久遠の世、当世の事にあらず。もとよりの広文先生と異なる。何ぞ必ずしもこれを焚んや。何ぞ必ずしもこれを焚んや。

唐代に鄭虔が「当世の事」を集めていたら、私的に国史を編修しているとの噂が立ったので、鄭はすぐに焚いたという話をまず書いた。鄭はなぜ焚いたのであるか。「校正局諸学士に与ふるの書」に、幽谷は「その朝廷を蔑するは、豈に崔浩の「国書」を作るの比にあらずや」と書いた。崔浩は北魏の宰相で「国書」を編纂したが、直書した道德批判のために族滅に処せられた人である。鄭もこうした疑いがかかるのを恐れたのである。「大日本史」もこうした危惧から、論贊を削除したといえる。論贊ほどではないとしても、当時の歴史書は道德的鑑戒の書であった。それ故に幽谷は道德的評価をとまなう国家的な歴史書は、私的に編纂してはならないと説いているのである。

ところが、幽谷は続いて『皇朝史略』は「みな久遠の世、当世の事にあらず」と出版を肯定してしまう。これは理論先行型の幽谷としては論理不整合な結論である。国家的な歴史書の私撰が駄目なら、この原則に古今の別はないはずだからである。

幽谷の本音は、この書の作製そのものにあつたと認められる。それだからこそ、「必ず焚くべからず」との明瞭な否定の表現でなく、「何ぞ必ずしもこれを焚んや」との、焚いたほうがよいと

いう意味あいを含んでいるともとれる表現を、繰り返したのである。

拙斎が幽谷の序文を不採用もしくは削除した理由は、右の考察から明らかである。すなわち、仕事をさぼって書いたこと、より重要な点は、理論的には族滅に値する行為だと示唆しているからである。私が最初から採用されなかったと思う所以である。

それではなぜ、幽谷は著作そのものを否定しないで、日本の国号で論争したのであるか。その理由は、「校正局諸学士に与ふるの書」で、主張の眼目が日本と称することへの反対であったことが示すように、私撰の書に日本と名付けることは、幽谷のもっとも強く反対する点であったことである。文政八年（一八二五）六月一三日の拙斎宛の書簡においても、次のように「校正局諸学士に与ふるの書」と同趣旨のことを述べている。

日本の人にして日本の史を作候にハ、実は国号も入不^レ申候。夫故義公（光圀の諡号、注吉田）御在世の時ハ、史記とハ御称被^レ遊候へ共、日本史とは不^レ被^レ仰候。

また次のことも考えられる。二人の論争が始まったのは、文政六年（一八二三）に拙斎が幽谷に刊行願の斡旋と訂正の依頼をしたときからとされる。一方、剽窃だとの反対論が始まったのはいつかは明確でないが、ことの性格上、知れ渡つてすぐ、すなわち同じ文政六年からとみてよいのではないか。そして、反対論は根強かった。刊行が決まった文政八年六月二四日の拙斎に宛てた書簡においても、幽谷は次のように述べて、史館の公論をえる必要を説いている。

外之書と違ひ史略之儀ハ、大日本史之略に候間、史館之公論不^レ可^二磨滅^一、能々御工夫御坐候様仕度候。此節上ニて御はり込被^レ遊候時節、機会を不^レ失候様被^レ成度旨、御尤千万二

御坐候。但館中諸子之内にハ、此節御上木不^レ可^レ然と申人も御坐候（江館之内にも一両輩有^レ之、此方へ文通有^レ之由）由之^之処、小子ハ夫にハ及申間敷、上木も上木の次第によりて可^レ然^之坏、先達て挨拶仕置候。如^レ此に御坐候間、何卒館中之異論無^レ之様、穩当に取扱申度候。

公論をえる方法を明示しないで、公論をえよとは、刊行を中止しろと主張しているようにも聞こえる。それはともかくとして、幽谷は総裁間の対立を複雑化させないために、刊行中止の議論は一般の館員の根強い反対論に委ねたと思われるのである。

幽谷と拙斎の対立点は「日本」の国号の問題ばかりでなく、刊行そのものにもあったのである。このことは両者の相違点が、もつと多岐にわたることを暗示している。事実、幽谷の序文はこの後、拙斎を称賛する文などがあり、それに続けて次のように明確に違いの多いことを断言している。

子世と余と、生れて郷を同じくし、幼にして学を同じくし、長じて寮を同じくす。まさに故旧の誼あり。しかししてその平生持論とする所、多く余と異なる。然るに人心は面のごとし。君子の和して同ぜざるを貴ぶ所以なり。

二人は思想的な違いを前提として、総裁として一致できること、しなければならぬ点は和合して対処したが、決して心から同調することはなかったのである。それではほかの相違点とは何か。論を進めよう。

四 志表をめぐる対立

一節にみたように、私は前著において拙斎が幽谷らの尊王絶対化の思想を受け入れなかった指標の一つとして、紀伝のみで志表

が反映されていない点をあげた。しかし、これはないものねだりというべきものであった。なにしろ志表は未完成で、起伝の校訂に追われていた現実だったからである。『皇朝史略』刊行の目的は幽谷も述べていたが、『大日本史』が「巻袞浩瀚、初学の士、披閱に不便」なので、「童蒙に授ける」ためであった。

享和三年（一八〇三）以降、幽谷らと『大日本史』編纂の中心的役割を荷った拙斎は、もちろんもともと廃志には反対であった。次のように回顧している。³⁵

文公（六代藩主治保の諡号、注吉田）の時、余館員たり。時に東里（翠軒の号の一つ、注吉田）先生編集の事を総裁す。志表を修めるを止めんことを建議す。藤田一正（幽谷の諱、注吉田）等、その議を是とせず。しばしば論弁あり。先生すこぶるこれを厭ふ。しかして余もまた時どき、そのことを懲^{おそ}憑す。先生以為、少年後輩、すなはち敢て成議を沮むと。これを以て意に忤^{なや}ひ、ついに外に補せらる。

拙斎は二節にみた享和二年（一八〇二）四月の歩行士への左遷を、廃志に反対したためと理解していたのである。³⁶

『大日本史』に志表をつけるという点では幽谷らと一致していた拙斎であったが、その内容になると見解を異にしていたことが知られる。寛政九年（一七九七）に幽谷が「校正局諸学士に与ふるの書」を水戸に送った直前に、高橋坦室は「志類篇目」を確定しようとして、水戸に書簡を送った。³⁷ そのときのことを、拙斎は次のように回顧している。³⁸

一正、また広備（坦室の諱、注吉田）と志目を更むることを議す。余、時に立原総裁に従ひ邸中に在り。その説を与聞し、心すこぶる服さず。しばしば相論難す。すでにして一正職を免ぜらる。その議ついに寝む。のち数年、一正職に復す。文

公志表を修むるを命ずるに会し、ついにともに議を定む。今の志目を為ると云ふ。(一正と広備と議定するところの志目、天文曆災祥を併せ陰陽志となす。兵馬刑法を併せ兵刑志となす。その他、職官は官氏となし、仏事は仏徒となすの類なり。)

志目の問題とは、光圀の定めた十志の目は不明になつていた。当時の数は一五志であつた。それでは光圀の意志に反するので、光圀の考えに基づいて十志に改めなければならないとの問題である。志とは分野別の歴史である。したがつて、たんに光圀の意志という問題ではなく、どの分野の歴史をどのように書くか、書けるかの問題であつて、非常に学問的な問題である。両者の「論難」の内容は明らかでないが、右のカッコ内の幽谷たちの案は数あわせが優先しているように感じられる。

拙斎は幽谷が復職して、藩主治保の修志の命を受けて、志目は定まつたと伝える。これが享和三年(一八〇三)二月五日に定められた十三志だとすると、それはおかしい。十三志を示す。カッコ内は担当者である。¹⁰⁾

神祇志(青山延于)、天文志(藤田一正)、地理志(未定)、氏族志(未定)、職官志(高橋広備)、礼儀志(青山延于)、輿服志(高橋広備)、音楽志(藤田克中)、食貨志(川口長孺)、兵馬志(藤田一正)、刑法志(未定)、文志(高橋広備)、釈教志(川口長孺)、

なにかおかしいかという点と、単純に十三志である点である。目標の十に達していないのである。現行の『大日本史』は十志、すなわち、神祇志・氏族志・職官志・国郡志・食貨志・礼楽志・兵志・刑法志・陰陽志・仏事志である。したがつて、どのような討論をへて、いつこの十志に確定したのか明らかにできないが、水戸学を研究するうえで見過ごすことのできない興味ある問題の一

つである。

五 賛文の問題

一般に論賛削除と表現されるが、論とは各種列伝で立伝の趣旨を説いた文章である。これは大幅に修正されたが、現行の『大日本史』にも載っている。削除されたのは本紀・列伝の各人に付けられた賛文である。削除された理由は、すでに一節に述べたように、とくに天皇に対して遠慮のない道徳批判をしていたからである。

ところが、拙斎は『皇朝史略』において、三六カ所に「外史氏曰」の書出して賛文を書いた。しかもその多くは、安積澹泊の賛文と同じ論旨である。¹¹⁾この事実は、明らかに拙斎の思想は、幽谷たちの尊王絶対化の思想とは異質であつたことを、十分示している。

具体的に一例をあげて、いかに同じ趣旨を語っているかをみてみよう。水戸学は朝廷から武家に政権が移つた理由を、歴代天皇の失徳・失政に求める。ここではその典型といえる、後白河天皇の賛文を取り上げる。

澹泊の「後白河天皇紀の賛」には、次のように記されている(比較的都合で、保元の乱までの記述は省略した)。¹²⁾

藤原信頼を嬖寵して、立ちどころに兵革を招き、平清盛に委任して、反つて吞噬に遭ひ、源義仲・源義経に逼られて、源頼朝を討つての詔を下すに至りては、則ち朝令夕改、天下、適従するを知る莫し。大権、関東に潜移して、其の狙詐の術に墮つるを知らず。中材の主も、亦為さざる所なり。(中略)藤原俊憲の語を載せて曰く、「法皇は全然晋の恵帝なり。八王の権を争ふこと、今将に遠からざらんとす」と。甚だしい

かな、其の之を言ふや。此れ、臣子の擬議す可き所に非ずと雖も、亦當時の公論なり。

一方、『皇朝史略』の賛文は、次のように書かれている。¹³⁾

外史氏曰く。はなはだしかな法皇の不明なる。義経の院宣を請ふにあたり、法皇をして兼実の言を用ひしめば、いづくんぞ怨みを鎌倉に取り、悔りを天下に納めんことあらんや。かつ頼朝はたして罪あらんや、よろしく与ふるに殊賞を以てすべからず。頼朝はたして罪なからんや、よろしく加ふるに刑戮を以てすべからず。それ刑賞・与奪は国家の大柄、人主の恃んで以て治をなす所なり。朝に賞して夕に罰し、前に与へて後に奪ふ。人をして適従する所を知らざらしむ。法皇の挙措かくの如し。紀綱いづくんぞ壊れざるをえん。朝廷いづくんぞ衰へざるをえん。宜なるかな、禄、王室を去りて、権、人臣に帰するを。藤原俊兼（俊憲の誤り、注吉田）、法王を以て晋の恵帝に比す。まことに以あるなり。

両書ともに諸勢力が興亡するなかで、無原則的な朝令暮改の政治を行って、ついに頼朝に政権を奪われたと、暗君後白河を批判しているのである。拙斎は晋の恵帝との比定までまねている。なお「頼朝に罪云々」は、澹泊の頼朝の賛文の一節、「王の愾する所に敵して、其の功を献ずれば、十世と雖も之を宥して可なり」を思い起こせばよいであろう。また「兼実の言」とは、九条兼実が義経を鎌倉に渡すように進言したことを指す。

幽谷たちは名分論の立場から天皇を批判する賛文を削除した。一方、拙斎は『皇朝史略』において、賛文を書いた。これだけでも思想的な違いがあると認めなければならぬが、そこにとどまらなかった。削除された賛文と同質的な賛文を書いたのである。明らかに両者の思想は、より大きく違っていたと認めなければならぬ。

らない。しかし、それが一節でみた尾藤の幽谷たちが臣下として名分に従う思想であるのに対して、拙斎のは君主が正名に努めることを求める思想であったとする見解でよいのであろうか。

尾藤説は幽谷の「正名論」を念頭においている。有名な「幕府、皇室を尊べば、すなはち諸侯、幕府を崇ひ、諸侯、幕府を崇べば、すなはち卿・大夫、諸侯を敬す」の「下位者に随順を求める論理が、水戸学の基本的な立場である」とらえるのである。¹⁴⁾

しかし、幽谷たちの名分論が、下位者に従属のみ求めるものだとしたならば、彼らの行動は説明できないであろう。たとえば幽谷は、寛政九年（一七九七）に藩主治保を激烈に批判した意見書「丁巳封事」を提出して、不敬の罪で処罰された。また東湖は『回軒詩史』を、「三たび死を決して死せず」から始めて、さらに「五たび閑を乞ひて閑をえず」と詠じて解説した。そこで語られた内容は、第一話が文政七年（一八二四）にイギリス人が水戸藩領の大津に上陸したときに、父幽谷から放免と決まったときには切つてこいと命じられた話であるように、みな主命に逆らつて激しく行動した逸話が語られているのである。

いったい一八歳の神童といわれた優秀な青年幽谷が書いた模範答案のような「正名論」の思想を、尊王攘夷の国家論を打ち建てるために終生思想的格闘を続けた幽谷が、金科玉条のごとく守り続けたであろうか。私は幽谷の思想を分析して、幽谷の名分論は次の三期に分けることができると論じた。¹⁵⁾

第一に徂徠学的、政治的に職分を果たすことを求めるもので、青年期はこの側面が強かった。第二に朱子学的、道徳的に行為の善悪を問題にするもので、『大日本史』編纂にたずさわるなかで、この側面が強くなった。そして、第三にそれらを基盤にして晩年に国体論を形成する尊王絶対化、世界に冠た

る日本を説くものである。

幽谷の尊王絶対化した国体論は、一節で述べたように文政年間になって形成された点を見落としてはならない。⁴⁸

日本の儒学が正名の思想を否定して名分論にとどまったというとき、その意味するところは君主の廃立や王朝交代の革命を否定した点である。正名とは名分を正すの意味であるから、広くとればそれは自分に対しても、他者に対しても適用される。この意味で君主に対する諫争なども容認される。ただ君主を尊重しなければならぬのである。

儒教的歴史学の場合、歴史を動かす二大要素は、天の応報と人の正名である。しかし、右の立場に立つ『大日本史』水戸学は、人の正名、皇統や天皇を直接否定する行為は認めない。天皇の道德的行為の結果は、天の応報に委ねられているのである。⁴⁹ 道德的鑑戒の書である紀伝体の書では、史実を正確に本文に記述することで、人の善悪の行為はおのずと表現されると理解している。『大日本史』から賛文は削除されたが、賛文はそれを儒教理論に基づいて要約・明記したものである。

道德的鑑戒は、天皇をはじめとする支配層のみに求められたのではない。そもそも紀伝体の書は、帝王を中心とした高位の人の伝記で構成されている。帝王をはじめとする高位の人の道德的行為とその結果を知ることによって、帝王たち高位の人のみでなく、下位の人が道德的鑑戒にすることを求めているのである。

なお拙斎は享和三年（一八〇三）に、論賛削除が議論されたとき、次のように藩主治保の見解だからと賛成した。しかし、最後に「あへて敬服せず」と述べているから、個人的には反対であったと認められる。⁵⁰

今上公（藩主治保のこと、注吉田）英特之資を以て、加ふる

に博古の学を以て、史氏の弊惑を去り、俗儒の拘攣を破り、決然とこれを決し、毅然としてこれを行ふ。その特見卓識、千古に度越す。少子輩のあへて容喙する所にあらざるなり。あへて敬服せず。

『大日本史』から賛文を削除した幽谷たちの思想は、天皇を道徳批判から超越した存在とする尊王絶対化を一步進めるものであった。これに対して、『皇朝史略』に賛文を書いた拙斎の思想は、前期水戸学以来の道德観に忠実であったのである。

六 神道と神勅

享和三年（一八〇三）閏一月四日に幽谷たちは、藩主治保から天照以来の皇祖神の世系を神武の紀首に書き加える許可を求めて、裁可された。この決定は光圀の『大日本史』編纂の基本方針の一つである、「神代ハ怪異之事計ニ候間、神武ノ口ヘも難レ載候間、別ニ天神本紀・地神本紀を立、七代五代ノ事を可レ書」⁵¹に逆らう、水戸学成立の一大画期であったといえる。

なぜ治保がこの変更を認めたかは明らかでないが、幽谷たちにとって皇統を神秘化して絶対化する意義があったことは疑いない。そのうえ、漢文で本文二六七字の短文であるが、そこにはたんに天照以下、五代の世系が記されたのみでなく、天照が天孫瓊杵尊に与えた天壤無窮の神勅が記された。幽谷たちは皇統が日本の君主として永遠に栄えることをも謳い上げたのである。次に注記を除いた全文をみてみよう（振り仮名は原文のまま）⁵²。

天祖大日靈尊高天原を治む。これ天照大神たり。天照大神の子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊高皇産靈尊の女櫛幡千千姫を娶り、天津彦彦火瓊杵尊を生む。天祖既に群臣に命じ、

下土を平定す。すなはち天孫をして降りて葦原中国に居らしめて、これが主となす。賜ふに八坂瓊曲玉、及び八咫鏡、草薙劍の三種の宝物を以てす。因りてこれに謂ひて曰く、豊葦原瑞穂国は、これ吾が子孫の王たるべきの地なり。爾よりしく就て治むべし。宝祚の隆へ、まさに天壤と窮りなかるべしと。ここに於て瓊杵尊天磐座を離れ、日向高千穂峯に降り、遂に吾田に到り、大山祇女木華開邪姫を娶り、彦火火出見尊を生む。彦火火出見尊海神豊玉彦の女豊玉姫を娶り、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を生む。瓊杵尊より下、葺不合尊に至る、世世相襲ぎ、天津日高の号有り。後世これを尊び、また皆天祖と称す。天祖の胤、無窮に伝ふ。故に騰極してこれを日嗣と謂ふ。上世の事、年代悠遠、神異測られず。総じてこれを称して神代と曰ふと云ふ。

傍線のついた部分が天壤無窮の神勅である。天壤無窮の神勅は近代天皇制下、天皇制の永遠性を保証する神話的論拠として重視された。

これに対して拙齋は、『皇朝史略』の神武の紀首に、皇祖神の世系を次のように記した。

天祖大日靈尊高天原を治む。実に明德あり。六合に照臨す。これ天照大神たり。大神の子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊と曰ふ。忍穗耳尊天津彦彦火瓊杵尊を生む。天祖八坂瓊曲玉、天叢雲劍、及び八咫鏡を以て、これに賜ふ。世世伝へて宝となす。瓊杵尊降りて日向高千穂峰に居る。大山祇の女木華開邪姫を娶り、彦火火出見尊を生む。彦火火出見尊海神豊玉彦の女豊玉姫を娶り、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を生む。細かい点はともかく、これでは天壤無窮の神勅がスッポリと抜けたかたちになっている。そして、天照を儒教の聖人の徳である

明德によって権威づけている。この両者の違いは、神道観の違いを意味している。それは何に起因するのであろうか。

幽谷の神道理解に影響を与えた思想として、山崎闇斎の垂加神道が指摘される。たしかに熱烈な尊王論者であった闇斎は、天壤無窮の神勅を「これ王道の元なり」ととらえていた。しかし、儒家神道では中華帝国である中国を克服できなかった。せいぜい日本は中国と対等の中華帝国であると主張するにとどまったのである。闇斎も、「中国の名、各国みずから言へば、すなはち我はこれ中にして四外は夷なり」と述べている。

右のような儒家神道の限界は、尊王絶対化、世界に冠たる日本を合理化する理論の構築に努力していた幽谷には憚らなかつたに違いない。そうした幽谷の神道論は本居宣長に学んでいる。

日本が世界の最上国であるとの思想は、もちろん儒教に由来するものではない。したがって、儒者が唱えたものではない。それは国学、しかも宣長に至ってはじめて唱道されたものといえよう。宣長は『玉くしげ』において天壤無窮の神勅を、「道の根元大本」と述べている。また「直毘靈」にも、天照は高天原にいて「事依し賜ひしまにく」皇統は持続し、「此道の靈く奇く、異国の万の道にすぐれて、正しき高き貴き微なりける」と書かれている⁽⁵⁶⁾。ただし、幽谷は神道説を宣長から学んだとはいわない。幽谷の神道説は宣長と同様に、徂徠学の聖人作為説によるとされるのである。

世界の最上国に日本を位置づけようとした幽谷にとつて、たんに神道を導入するだけでなく、その核心ともいえる天壤無窮の神勅は是非とも書き加えたかつたに違いない。一方、それを記さなかつた拙齋の思想的立場は、どのようなものであつたであろうか。拙齋の神道論を直接明らかにすることはできないが、青山家は

水戸藩における神道研究の系譜に連なる家であった。すなわち、今井桐軒―津田簡斎―丸山可澄―青山一溪⁶⁵⁾、そして瑤溪―拙斎⁶⁶⁾である。拙斎は瑤溪の原稿を元にして、「神祇志」を執筆している。

光圀以来の水戸学における神道は、寛文一〇年（一六七〇）になつた今井編『神道集成』の凡例の第一条に、「凡そこの書の始終、両部習合の邪説を排し、唯一宗源の正道に帰す」とあるように、唯一宗源神道であつたと認められる。その後、津田による元禄二年（一六八九）版も同文である。丸山による享保一五年（一七三〇）版は表現が違っているが、「専ら唯一宗源を主とし」と記されている。編者不明の文政三年（一八二〇）版に凡例はないが、「天孫降臨」の口訣では、天壤無窮の神勅はなく、「陪従する者何ぞや」が問われている⁶⁷⁾。彼らは光圀以来の伝統に従つて、『神道集成』を充実させていったのである。

拙斎が『神道集成』の編纂と、どうかかわっていたかは不明である。しかし、次節に説くように、拙斎は家学を継承している⁶⁸⁾で、強く影響を受けていたことはたしかである。

唯一宗源神道は儒家神道の一派である。儒家神道は当然儒教理論によつて合理化する。その点は幽谷も同様である。それ故にこそ、幽谷は神道論を表面、徂徠学によつて合理化したのであつた。しかし、儒教理論による皇統の神話的合理化という意味では、明德によつて天照を権威づけた拙斎のほうが無理のない論法だといえる。

そもそも天壤無窮の神勅は『日本書紀』の一書に記されていて、本文にはない。『古事記』にもない。それを天皇制の合理化に利用するのは、本来文献学上、無理なやり方である。この点は宣長も同じである。こうした意味でこの問題をみると、理論の構築に性急であつた幽谷に対して、拙斎は学問的に冷静であつたとい

える。

七 学派と伝燈

拙斎は一二歳のときに矢田部東壑⁶⁹⁾に入門した。東壑は翠軒の師で、宝暦七年（一七五七）に田中江南の講義を聞いて、徂徠学徒になつた。宝暦一〇年から一三年にかけての江南の来水には、翠軒とともに支えた人である⁷⁰⁾。しかし、東壑は寛政元年（一七八九）三月一八日に死亡したから、二年たらずの期間でしかなかつた。一節にみたように翠軒門下になつたのは、その後の一四歳のときである⁷¹⁾。

拙斎の右の学歴をみると、徂徠学徒であつたように思われる。しかし、「文才」の「卓絶し、時の称する所となる」と評された⁷²⁾拙斎にとつて、徂徠学は「そののち文辞を好み、すなはちやや徂徠なる者を知り、大いにその気節を慕ひ、その文辞を読み、その余論を聞き、いまだ嘗てその采を想睹せずんばあらず」と、詩文に限定された。経学は「その文章學術のごときは、議すべきものあり」と疑問視された⁷³⁾（ここにいう「文章」とは、『字源』の「礼楽制度などの一国の文明を形成するもの」の意味である）。

拙斎の学問は朱子学を中心としたものであつた。家学を継承したのである⁷⁴⁾。

不佞王父（祖父一溪のこと、注吉田）より已来三世、文学を以て本藩に歴仕す。（中略）この時にあたり、物門の学、天下に盛行し、王父独り朱学を宗とす（一溪が死んだのは宝暦六年であり、水戸藩に徂徠学が浸透したのは宝暦一〇年以降であるから、この人物は一溪よりも瑤溪がふさわしい。注吉田）。勢、氷炭の相容れざるがごとし。これその恬退自守し

て聞達を求めざる所以なり。不佞幼より学を好み、照として稟性不羈、章句をなさず。古今を涉獵して、心を經濟に留む。その經学は程朱を宗とするといへども、必ずしもその説を株守せず。すこぶる取捨する所あり。

青山家は盛行した徂徠学に抗して、孤立して朱子学を守り抜いた家であった。したがって、拙斎も折衷的ではあったが、朱子学を中心に据えた学者であったのである。青山家の学問はここにとどまらなかった。⁶⁷⁾

先生（父瑤溪のこと、注吉田）少より業を菊池南汀に受く。南汀は安澹泊を師とす。朱舜水の学脈なり。再伝して先生に至る。

青山家の学問は、光圀の師であった朱舜水とその弟子の前期水戸学の最高権威であった安積澹泊の学問を継承するものであった。瑤溪が南汀の門人になったのは、青山家が舜水祠堂守であったからであろう。そして、拙斎がこの学問的系譜に誇りをもっていたことは疑いない。

舜水祠堂守であった青山家は、前期水戸学を正統的に継承した家だったのである。それは右にみたように、時流に抗しても守り続けたものであった。この伝燈は当然、拙斎にも受け継がれた。文政三年（一八二〇）に拙斎は、前期以来の主要な水戸学者の伝記と逸話を集めた『文苑遺談』を執筆した。その編纂の目的は、凡例の第四条に次のように記されている。⁶⁸⁾

先君義公は宋学を主とす。しかして当時の学者はもっぱら宋学を主とせざる者あり。詳かに師授を載せ、以てその淵源を考ふべし。

青山家と拙斎は、光圀以来の学問を忠実に守ってきたのである。これに対して幽谷は、内憂外患の危機を解消するために、当時日

本にあったあらゆる学問・思想を総合して、尊王絶対化した新たな国家論を構築しようとした。思想史的に水戸学と呼べる新たな思想を創出しようとしたのであった。かくして両者は前節までにみたように、多様な分野で対立せざるをえなかったのである。

注

- (1) 寛政期の水戸学の形成に関しては、拙著『寛政期水戸学の研究——翠軒から幽谷へ——』（吉川弘文館、二〇一一年）参照。なお、ここでいう「寛政期」とは寛政から文政までを指している。
- (2) 文政元年「戊寅七月四日封事稿」『幽谷全集』、六六四頁、吉田弥平、一九三五年。緑野と幽谷の思想的な違いとして一例を示す。論贊削除は文化六年に藩主治紀の裁定で決定した。そのとき治紀は緑野に諮問した。緑野は「再訂後、紀伝の文、或は刪削、或は補修、全く頭面を換ふ。何ぞ旧稿の論贊を以て、今日の紀伝に加ふるをえんや」（川口緑野『史館事記』、一〇頁、『大日本史』後付及索引、義公生誕三百年記念会、一九二九年）と進言して削除と決定した。ここには道徳的に天皇を批判するとの問題は考慮されていないのである。なお『大日本史』の書名も、この年に勅許されて確定した。
- (3) 前掲拙著、二一九頁。
- (4) 『水戸市史』中巻(三)、九五―一頁、水戸市役所、一九七六年。
- (5) 同右書、九五―六頁。なお尾藤正英「水戸学の特質」（『水戸学』解説、岩波書店、一九七三年）三「正名と名分」参照。
- (6) 小松徳年「青山延子の歴史思想についての一考察——『皇朝史略』を中心として——」同著『水戸藩の文化と庶民の生活』、二二頁、郷土文化研究会、二〇〇一年。はじめ『茨城県歴史館報』第四号、茨城県歴史館、一九七七年。
- (7) 小松徳年「青山延子著『皇朝史略』の刊行をめぐる二、三の問題

- 延于宛藤田幽谷書簡を中心として——」同右書、四九頁。はじめ『茨城県立歴史館報』第一五号、茨城県立歴史館、一九八八年。
- (8) 『水府系纂』。以後、水戸藩士の家譜と履歴に関しては、とくに断らないかぎり『水府系纂』による。
- (9) なお山川菊栄（同著『覚書幕末の水戸藩』、三八四頁、岩波書店、一九七四年）は、延久は永禄年間に京都から来て、水木村で四五〇石与えられたと伝える。また拙斎は、「水来城主」（青山拙斎『文苑遺談』、八五頁、『日本儒林叢書』第三卷、鳳出版、一九七一年）と記している。
- (10) 『文苑遺談』、八五頁、前掲書。
- (11) 同右書、八八頁。
- (12) 青山佩弦斎「先考拙斎先生墓表」青山勇『拙斎先生文辞編年』、一一頁、水戸市教育会、一九一九年。
- (13) 清水正健『増補水戸の文籍』、一一一頁、水戸の学風普及会、一九三四年。
- (14) 『水府系纂』では諱は「重之」である。
- (15) 「友部八五郎宛青山延寿書簡」山川前掲書、一一五頁。
- (16) (7) と同じ。
- (17) 「皇朝史略序」『幽谷全集』、二八一～二八二頁。以下、本節ではこれによるときは、注記を省略する。なお、このときの幽谷の江戸滞在は三月から八月であった（藤田東湖「幽谷先生略譜」『幽谷全集』所収）。
- (18) 享和三年「高橋坦室宛青山拙斎書簡」青山拙斎『文苑遺談統集』、二五頁、『日本儒林叢書』第三卷。
- (19) 青山拙斎『皇朝史略』、茨城県立歴史館所蔵、整理番号7-132-1～5。
- (20) 「与冠山老侯書」『拙斎先生文集』卷四、茨城県立歴史館所蔵、整理番号5-12。なお、山川菊栄は斉脩の序文は文政一〇年正月付であったと記している。山川前掲書、三七四頁。
- (21) 山川前掲書「あとがき」。
- (22) 同右書、三七五頁。
- (23) 同右書、三七二～三七四頁。
- (24) 井坂清信『江戸時代後期の水戸藩儒』、九八頁、汲古書院、二〇一三年。
- (25) 再版時に削除したとすれば、幽谷は文政九年二月一日に死亡したから、これが契機になったであろう。
- (26) 文政年間「拙斎宛幽谷書簡」『貴重書解題』第十四卷、五一頁、国立国会図書館、一九八八年。
- (27) 文政七年三月十九日「拙斎宛幽谷書簡」同右書、四八頁。なお晩年の幽谷が孤立していたことに関しては、前掲拙著Ⅱ-14-3「挫折と理論化」参照。
- (28) 藤田幽谷「校正局諸学士に与ふるの書」『幽谷全集』、二六一頁。また『水戸学』、二二頁、岩波書店、一九七三年。
- (29) 「拙斎宛幽谷書簡」『貴重書改題』第十四卷、一一二頁。
- (30) 小松前掲書、四〇頁。
- (31) 「拙斎宛幽谷書簡」『貴重書解題』第十四卷、一一六頁。なおカッコ内、細字注、また変体仮名は平仮名に改めた。ほかも同じ。
- (32) 享和三年以降の修史事業の概略に関しては、前掲拙著Ⅰ-4-4「復古とその後の編纂事業」参照。
- (33) 青山拙斎『皇朝史略』「凡例十則」。
- (34) 同右書、拙斎「序」。
- (35) 『文苑遺談統集』、二四頁、前掲書。
- (36) 拙斎の理解とは異なり、この時期に藩政府が史館の人員整理を実施していたことは、前掲拙著Ⅰ-4-3「翠軒の失脚」参照。ただし、

- 拙斎の外補の期間は短く、一二月には復帰しているので、ほかの事情もあるのではないかと躊躇して、ここでは拙斎は記さなかった。
- (37) 前掲拙著、一四一頁。
- (38) 『文苑遺談続集』、一八頁、前掲書。
- (39) 前掲拙著Ⅰ-2-4「廃志提案書の検討」参照。
- (40) 岡崎槐陰『修史復古紀略』、二五頁、『大日本史』後付及索引。
- (41) 拙斎の賛文が澹泊の賛文と同趣旨であるとは、古くから指摘されてきた。たとえば尾藤正英は、「享保初年頃に安積澹泊の執筆した紀伝の論賛と、立場は等しい」(『水戸市史』中巻(三)、九五五頁)と記している。
- (42) 「後白河天皇紀の賛」、『大日本史賛藪』『近世史論集』、五五頁、岩波書店、一九七四年。
- (43) 『皇朝史略』四、卷八、二四葉。
- (44) 「源頼朝伝の賛」、『大日本史賛藪』前掲書、一七四頁。
- (45) 藤田幽谷「正名論」『幽谷全集』、二二九頁。また「水戸学」、一三頁。
- (46) 尾藤正英「水戸学の特質」三、「正名と名分」、前掲書解説。
- (47) 前掲拙著、三二二頁。
- (48) 前掲拙著Ⅱ-1「水戸学の神道導入と国学・徂徠学との関係」参照。
- (49) 拙著「水戸光圀の時代——水戸学の源流」四-4「南朝正統論の意味」参照、校倉書房、二〇〇〇年。
- (50) (18)と同じ。
- (51) 『御意覚書』『水戸義公伝記逸話集』、二〇三頁、吉川弘文館、一九七八年。
- (52) 『大日本史』(二)、二頁。
- (53) 『皇朝史略』老、卷一、一葉。
- (54) 山崎闇斎「伊勢太神宮儀式序」『山崎闇斎全集』二卷、二六九頁、ぺりかん社、一九七八年。
- (55) 山崎闇斎「垂加草」同右書第一卷、三七三頁。
- (56) 津田左右吉「文学に現はれたる国民思想の研究」第四卷、四三二頁、岩波書店、一九七〇年。
- (57) 本居宣長「玉くしげ」『本居宣長全集』第八卷、三二〇頁、筑摩書房、一九七二年。
- (58) 本居宣長「直毘靈」『本居宣長全集』第九卷、五五～五六頁、筑摩書房、一九六八年。なお、幽谷の神道論に関しては、(1)の拙著Ⅱ-1-1-2「享和三年の神道の導入と思想的背景」参照。
- (59) 『文苑遺談』前掲書、五二～五三頁。
- (60) (12)と同じ。
- (61) 『定本神道集成』上、一九・五五・二二三・四一八頁、現代思潮社、一九七九年。
- (62) (1)の拙著Ⅰ-1-2「修学時代」参照。
- (63) 『拙斎先生文辞編年』、一三頁。
- (64) (12)と同じ。
- (65) 青山拙斎「与山本北山」『拙斎先生文集』巻四。
- (66) 青山拙斎「与亀田鵬斎書」同右書。
- (67) 『文苑遺談』、八八頁、前掲書。
- (68) 同右書、凡例。